

1月は固定資産税(償却資産)の申告月です

償却資産とは、個人や法人で工場や商店などを経営している人や、不動産業で駐車場やアパートなどを貸し付けている人が、その事業のために所有する構築物、機械、器具、備品などで減価償却の対象となるものをいいます。

平成28年1月1日現在で償却資産を所有する個人・法人は、地方税法第383条により、1月31日までに資産の種類・取得価格を記載した申告書を提出しなければなりません(平成28年度分は、2月1日が提出期限です)。

なお、申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。ただし、この場合でも申告書の提出は必要です。



◆申告受付期間

平成28年1月4日(月)～2月1日(月)

◆申告が必要な人

- ・1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- ・1月1日現在、市内で直接事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

◆申告方法

- ・昨年まで申告している人は、1年間の償却資産の増・減を申告してください。
- ・事業を始めた人、新たに申告する人は、1月1日現在所有している償却資産をすべて申告してください。
- ・償却資産がない場合は、「資産なし」と記入のうえ、提出してください。
- ・昨年申告した人には12月中旬ごろに申告用紙を郵送しますが、新たに申告する人や、申告用紙が届かない人は、お手数ですがご連絡ください。
- ・便利な電子申告(eLTAX エルタックス)もご利用ください。(URL) <http://www.eltax.jp/>
- ・平成28年度分から申告書にマイナンバーの記載が必要になりました。特に個人事業主の場合、申告時に本人確認ができる書類が必要となります。詳しくは申告の手引きに同封しています書類をご覧ください。

◆提出先・問い合わせ

税務課固定資産税係 (☎内線 337)